

令和6年度 第1回 宮城県再犯防止推進懇話会  
議事録

日時：令和6年9月10日（火）

午後3時から午後4時30分まで

会場：みやぎハートフルセンター2階 大会議室（2）

## 1 出席者

（懇話会委員）

半澤利一 委員（会長）、宇田川尚子 委員（副会長）、宮腰英洋 委員（副会長）、内山博之 委員、小野精華 委員、桑名純子 委員、小林定明 委員、小林由美子 委員、佐々木正勝 委員、佐竹忠将 委員代理、佐藤凡人 委員、佐藤学 委員、鈴木香奈子 委員、当摩敏広 委員、栃木明日香 委員、山本亮 委員、綿引久一郎 委員

（懇話会オブザーバー）

槇和樹 仙台市健康福祉局地域福祉部社会課地域福祉係主任、齋藤利浩 宮城県警察本部生活安全部県民安全対策課課長補佐、齋藤清志 宮城県警察本部生活安全部少年課課長補佐、日下彩子 宮城県経済商工観光部雇用対策課主幹（班長）、佐藤大成 宮城県土木部住宅課技術主幹（班長）、赤間智美 宮城県環境生活部共同参画社会推進課主幹（班長）（事務局等）

志賀慎治 保健福祉部長

社会福祉課 相原幹司 課長、碓井聡 社会福祉指導監査担当課長、

団体指導班 羽柴功子 主任主査（班長）、佐藤尚大 主事

（欠席者）

西見卓明 委員、平間佳子 委員

## 2 議事

- ・宮城県再犯防止推進計画の取組状況について
- ・第二次宮城県再犯防止推進計画の骨子案

## 3 配布資料

- ・次第
- ・名簿
- ・座席表

- ・宮城県再犯防止推進懇話会設置要綱
- ・資料1-1 宮城県再犯防止推進計画の進行管理・第二次宮城県再犯防止推進計画の構成事業
- ・資料1-2 第二次宮城県再犯防止推進計画 国・民間団体の取組
- ・資料1-3 県内の矯正施設紹介
- ・資料2-1 第二次宮城県再犯防止推進計画の概要
- ・資料2-2 第二次宮城県再犯防止推進計画の構成
- ・計画策定に係るスケジュール
- ・宮城県再犯防止推進計画
- ・第二次再犯防止推進計画（概要版）

## 4 概要

### (1) 開会

#### 【司会：羽柴班長】

本懇話会は、第二次宮城県再犯防止推進計画の策定に当たり、広く有識者から意見聴取を行うために設置したもので、令和7年3月31日までに3回の開催を予定、宮城県情報公開条例に基づき、公開により進める旨が説明された。

### (2) 挨拶

#### 【志賀保健福祉部長】

令和元年度に「宮城県再犯防止推進計画」を策定し、更生保護に向けた取組が着実に実を結んできた。

本県計画が令和6年度に終期を迎えることや、国の「第二次再犯防止推進計画」で示された方向性を踏まえ、「第二次宮城県再犯防止推進計画」を策定し本懇話会より御意見をいただくこととした。

再犯防止には社会全体の協力が強く求められる。「第二次宮城県再犯防止推進計画」では、県が国や市町村、関係団体等との「橋渡し役」として地方自治体が更生保護活動の新たな担い手となる環境の整備に努めていきたい。有識者の皆様の忌憚のない御意見を頂戴したい。

### (3) 委員の紹介

#### 【司会：羽柴班長】

初の懇話会開催となることから、司会から各委員を紹介。

#### (4) 会長、副会長の選出

##### 【仮議長：相原社会福祉課長】

宮城県再犯防止推進懇話会設置要綱第4第1項により会長、副会長が選出されるまで相原社会福祉課長が仮議長に就任。会長、副会長の推薦について意見を求めたところ、綿引委員より事務局案との声あり。碓井社会福祉指導監査担当課長より事務局案として、会長に東北福祉大学の半澤委員、副会長に東北大学の宇田川委員と仙台弁護士会の宮腰委員との提案があり、全委員が承認。半澤委員、宇田川委員、宮腰委員も就任を了承。半澤会長、宇田川副会長、宮腰副会長から就任あいさつが行われた。

##### 【半澤会長】

令和元年に開催された再犯防止推進協議会当初から計画の策定、運用、実績を拝見してきた。国の再犯防止推進計画はバージョンアップした形で提示されたと捉えており、皆様の御協力を仰ぎながら、より一層円滑な運営を目指していきたいと思う。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

##### 【宇田川副会長】

警察庁から東北大学に出向している実務家教員である。警察庁に入庁後、交番や都道府県警察で勤務をした経験から、再犯防止は犯罪対策の中でも極めて重要な位置を占めるものと認識をしている。東北大学では社会の中でどのように安全安心を守っていくのかについて、学生と共に議論している。皆様のさまざまな意見に学びながら務めてまいりたい。

##### 【宮腰副会長】

今回から懇話会に参加することとなった。本業は弁護士だが、社会福祉士資格も有しており、宮城県社会福祉士会の更生保護委員会にも所属している。法的な観点のみならず、福祉的な観点、それから本人の視点に立った支援という観点も含めて考えていきたい。

##### 【仮議長：相原社会福祉課長】

会長が選出されたため私は進行を降る。円滑な議事運営に御協力いただき感謝する。

#### (5) 議事

##### 【半澤会長】

それでは開始させていただく。まず議事1番、宮城県再犯防止推進計画の取組状況について事務局から御説明いただきたい。

##### 【碓井担当課長】

##### ・計画の策定経緯【資料：宮城県再犯防止推進計画参考資料】

計画策定に至った経緯として「再犯の防止等の推進に関する法律」の第7条で、政府、国は再犯防止推進計画を定めなければならないとされており、続く第8条で、都道府県及び市町村は、「地

方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならない、とされている。まず国において、平成30年度からの5年間の計画として、再犯防止推進計画が策定されている。これを受けて、本県も令和元年度に令和2年度からの5年間の計画として「宮城県再犯防止推進計画」を策定した。

・宮城県再犯防止推進計画の概要【資料:宮城県再犯防止推進計画(概要版)】

本県計画の対象者は起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者としている。計画の推進のために3つの基本方針を掲げ、7つの重点課題を設定、重点課題ごとに県として取り組む事業を整理し、再犯防止推進に向けた土台作り、取組等を理解していただく機運醸成を推進することとしている。また数値目標として、宮城県内における刑法犯検挙者中の再犯者数を、平成30年の1,517人から、令和6年に1,400人以下に減少することを目標として設定した。併せて「計画の推進体制」として、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し進行管理を行うこととしている。

・宮城県再犯防止推進計画の取組状況【資料:2-1】

目標値として設定した「再犯者数を1,400人以下にする」という点については、令和4年時点での再犯者数が1,241人となっており、現時点では目標は達成されている。しかしながら、この5年間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大時期と重なっており、再犯防止推進も含めて、様々な事業が中止等を余儀なくされることもあったと推察する。新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、様々な活動を幅広く展開し、さらに再犯者数を減少することができたという思いもあると考えている。一方で、令和4年には検挙人員は若干増加に転じており、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の日常生活が回復していく中で、これらの数字がどのように変化していくのか、見極めていく必要もあると考えている。第一次計画は、各関係機関の御協力・御尽力により、目標を達成しているが、今後も取組を継続し、一層の再犯者数の減少につなげていくことが必要と考えている。

・宮城県再犯防止推進計画の令和5年度の事業実施状況【資料1-1】

第一次計画には、県の施策として再掲を含めて40近くの項目を盛り込んでいる。計画期間の中で、終了、統合した事業もあるが、多くの事業は継続して取り組んでいる。また、事業によっては本計画の対象者のみに限定したのではなく、幅広い要件の中で支援をしていくものもある。

(資料に従って実施事業の具体例の説明)

【半澤会長】

ただいまの説明について御意見・御質問はあるか。

【宇田川副会長】

1つコメントと1つ質問がある。1つのコメントは、第二次宮城県再犯防止推進計画の概要案に

ついて重点課題の変更点2-1の資料の右上のところで、現在の再犯防止推進計画の③の福祉・医療と④の薬物依存が組み合わさって新規に④になると認識をしている。文言を見ると福祉と医療と薬物依存が並列関係にも読める。福祉医療に関する支援という側にかかっていると思われるが、いずれにも読めるので、誤解のないような書き方、例えば、福祉医療の提供及び、薬物依存等に関する回復にするとか、あるいは順番を変えるなど修正すると分かりやすいと感じた。2点目の質問として、資料1-1の宮城県の構成事業の、9番の新規事業(子育てと仕事の両立のための多様な働き方支援事業)について、出産、子育て、介護等をきっかけに離職した女性の就職を支援するセンター運営というところで、他のところに比べて若干再犯防止とのつながりがはっきりと分らないと思われるが、こちらを入れられた理由について背景を教えてください。

**【半澤会長】**

1つ目のコメントについては、後ほど第二次宮城県再犯防止推進計画について説明いただく中で回答いただければと思う。2つ目の質問について事務局に説明いただきたい。

**【日下班長】**

事業担当課の雇用対策課から説明させていただく。御質問の9番(子育てと仕事の両立のための多様な働き方支援事業)の他にもみやぎジョブカフェ、みやぎシゴトサポートセンター、宮城人材活躍応援センターなどの就職相談窓口を設置しており、再犯防止に特化したものではないが、計画対象者の過去の御事情に捉われることなく、御相談に応じさせていただく窓口ということで、今までの掲載状況と一連のものとして、掲載しておく整理になると考え追記したものである。

**【宇田川副会長】**

承知した。

**【半澤会長】**

他に御意見・御質問はあるか。

**【宮腰副会長】**

2点御回答いただきたい。資料1-1について保護観察少年の雇用について非常に意義深いものだと思っているが、対象者は少年に限っており成人については特に対象としていないと読めるが少年に限定した背景を伺いたい。また第二次計画以降で、成人を含めた雇用や、単年度ではなく、継続的な雇用を含めた更なる拡充についてどのように考えておられるのかを差し支えない範囲で教えてください。2点目として資料1-1の最後のページの各市町村に向けた計画策定の支援というところで、右二列目の事業推進上の課題、今後の方向性についてのところに、計画の性質が馴染みにくいという記載があり、私の中では基礎自治体では地域福祉計画の中に再犯防止推進の観点を含めて、一体的に策定しているところが多く、県内では全自治体が地域福祉計画内で策定していると理解している。この啓発の中身として、他の計画と一体ではなくて、その再犯防止推進計画独自のものとして、策定してもらいたいという点も含むのかどうか、その場

合、独自に再犯防止推進計画を策定することの意義や必要性について、どのように県として整理されて今後基礎自治体に啓発しようと考えているのかを教えてください。

**【半澤会長】**

1つ目の質問についてはこの場で事務局に回答いただきたい。2つ目の質問については第二次宮城県再犯防止推進計画の説明をもって織り込んでいただければと思う。

**【碓井担当課長】**

就労の確保に関する支援ということで保護観察少年を雇用している。保護観察対象者の大きな括りでは禁固刑から仮釈放を許された方や刑の執行猶予を受け保護観察処分となった方、非行等により保護観察の処分を受けた少年や少年院送致になり仮退院となった少年等が対象になると想定している。しかし禁固刑以上の者を採用するとした場合、地方公務員法上の規定にそぐわない面があるため、保護観察少年に限定した雇用としている。

**【宮腰副会長】**

承知した。

**【半澤会長】**

他に御意見・御質問はあるか。進行の最後にも全体に関わる御質問、御意見等をいただくので、ある場合はそちらで御発言願う。それでは次の議事の第二次宮城県再犯防止推進計画の骨子案について事務局から説明いただきたい。

**【碓井担当課長】**

**・第二次宮城県再犯防止推進計画の策定趣旨【資料：2-1】**

国は令和5年3月に、第二次再犯防止推進計画を策定している。基本的なスタンスに大きな変更はないが、重点課題のうち、第一次計画では「地方公共団体との連携強化」とされていた部分が、「地域による包摂の推進」とされており、県、都道府県、市町村の役割を明確にする内容となっている。都道府県の役割は、広域自治体として、域内の市町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める、とされている。今回、県の第二次計画を策定するにあたって、最も重要なポイントであると考えている。また数字の上では目標達成したものの、感染症の流行・拡大期と重複した状況もあり、今後の動向には留意していく必要があるものと考えている。これらを踏まえて、県として第二次宮城県再犯防止推進計画の策定を進めていく。

#### ・基本方針と重点課題について【資料:2-1】

基本方針については、第一次計画から変更はせず、据え置きとしている。理由として新型コロナウイルス感染症の流行とほぼ同時に始まった計画でもあり、これまで制限されてきた事業等の再開ということで、第二次計画も進めていきたいという考えがある。次に重点課題として国の計画において新たに「地域による包摂の推進」を掲げていることから、本県の第二次計画においても、この点に注力したいと考えている。第一次計画では「⑦国及び市町村、民間団体等との連携による支援」としていたところを、第二次計画案では、「①地域における包摂的な支援」としている。また、第一次計画では「③福祉サービスの提供による支援」と「④薬物依存を有する者への支援」としていたところを、第二次計画案では統合し、「④福祉・医療及び薬物依存等からの回復に関する支援」としており、国の重点課題に沿った形に修正している。宇田川副会長から御指摘のあった項目名については、今後修正してまいりたい。

#### ・県の具体的な取組【資料:2-1】

「地域における包摂的な支援」を推進するための具体的な取組として1つ目に市町村の計画策定に向けた支援として勉強会、セミナー等を開催したいと考えている。7月に仙台矯正管区様と共催で、県内市町村職員を対象とした再犯防止推進計画に関するオンラインセミナーを開催した。セミナーには計画策定済みの自治体だけではなく、未策定の自治体にも御参加いただき、再犯防止に対する関心が高まっていると感じている。

一方で、再犯防止推進に対するイメージが湧かない、どのようにアプローチして良いのか分からない、といった懸念もあると考えている。そのような中、本日お集まりの矯正施設の皆様からは、「是非、施設を見学いただきたい」といったお声をいただいております。本県には様々な矯正施設が所在している立地を活かしながら、市町村職員を対象とした各施設の見学会を開催したいと考えている。計画の対象となる方々がどのような環境で生活を送り、社会復帰を目指しているのかを実際に感じる事が、再犯防止推進に対する意識啓発には最適と考えている。また、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」も継続して開催し、関係団体同士の連携を深めてまいりたいと考えている。併せて仙台保護観察所様の協力のもと、保護観察少年を会計年度任用職員として雇用し、社会復帰、就労定着支援等を今後とも実施してまいりたい。

#### ・第二次計画の目標【資料:2-1】

案として2つの目標を掲げている。1つは再犯者数の減少。再犯者数は計画策定前の平成29年の1,557人から令和4年に1,241人に減少している。5年間で316人、1年あたり63.2人の減少となり、令和5、6年の再犯者数を横ばいとして1,241人から今後5年間も同様に減少するものとして、925人を目標に設定している。

もう1つ、市町村における再犯防止推進計画の策定数を掲げている。現在、市町村の再犯防止推進計画が策定済みの市町村は15市町となっており、これを5年後には倍の30市町村に拡大し

たいと考えている。市町村の再犯防止推進計画は、その多くが各自治体の地域福祉計画に包含した形で策定しており、計画改定を予定している市町村に策定いただけるように支援をしていきたいと考えている。ただし計画策定数はあくまでも目に見える数字として示しているものであり、地域の実情に応じて、対象となる方々の支援ができるよう、関係機関との関係性を構築できるように支援することが本当の目標であり、あるべき姿だと考えている。その結果の現れが、市町村の計画策定数や、内容の充実につながるものと捉えている。

#### ・第二次計画の構成【資料:1-1、1-2、1-3、2-2】

資料2-2、第1章の計画の概要については、第一次計画の実施状況等、経過も踏まえて項目立てを修正し、第2章では7つの重点課題を6つの重点課題に、第3章の数値目標では従来1つの目標だったところ、2つの目標設定とすることを案としている。また、第4章には施策の方向性として、重点課題の6項目について、具体的に掲載することを考えている。県の取組、そして国・民間団体の取組として、第一次計画から継続して実施しているものに加え、【NEW!】というマークがあるものは、第二次計画に新たに掲載を予定しているものである。それぞれの事業の詳細については、資料1-1と資料1-2を御覧いただきたい。資料1-1は、県の取組として、右半分のところ、『第二次宮城県再犯防止推進計画』の構成事業」、に掲載している事業となる。資料1-2、こちらは各関係機関の皆様にご提供いただいたもので、国・民間団体の取組として掲載する事業の詳細である。

なお、それぞれの資料の下線が引いてある箇所は第一次計画から変更となっている部分を示している。それぞれの事業に掲載されている事業の内容や事業実施に当たっての現状・課題を整理しながら、本文に反映させていきたいと考えている。資料の1-3は県内の矯正施設の紹介として、計画本文で御紹介させていただこうと考えている。

#### 【半澤会長】

委員の皆様には忌憚のない御意見、御質問などを頂戴したい。

#### 【半澤会長】

私から、質問させていただきたい。資料の2-1の3重点課題の(2)県としての具体的な取組に関して、仙台市内の矯正各施設の協力を受けて市町村の職員の方々を対象に勉強会を開催され、今後矯正施設の見学会を行う計画もあるようだが、実際のセミナーに参加された市町村やその職員において、計画策定にどのように活かして、落とし込んでいくのかなど、具体的なセミナーの効果等について伺いたい。もう一つ、第二次計画においては、あくまで市町村の職員や、市町村レベルの啓蒙活動とか計画の策定に留まるのか。あるいは、その先の市民に対して、再犯防止や再犯した人々が地域に定着していくことを促し、市民の方々が更生支援の活動に関与していただくことが理想的な形になるかなと思われるが、見通しや、第二次計画においてはあくまで市町村止まりというお考えなのかについて2点伺いたい。



### 【碓井担当課長】

7月に市町村の再犯防止担当者のためのオンラインセミナーを開催した。県内12市町村にお集まりいただき、半分は計画策定済み、もう半分は未策定という状況であった。計画を策定された市町村にあっても、地域福祉計画の中の一部として再犯防止について触れているなど、市町によって記載に濃淡がある状況であった。市町村の方々や職員の皆さんから、再犯に対する取組の意識を高めていかないことには、始まらないのではないかと我々としては強く思っているところ。市町が地域福祉計画を作り直すタイミングが来年度以降出てくるため、その際に再犯についても触れていただけるように、ある程度ボリュームを割いて重点的にやっていただけないものかと、第二次の計画の中で、我々としても意識をしてやっていきたいと考えている。

オンラインセミナーには、保護司会の方にも御参加いただいている。県民や市民の方々の再犯防止に対する意識を啓発することも非常に大事なことと考えており、その点については課長の相原より御説明させていただく。

### 【相原課長】

地域福祉計画も、社会福祉課が関わっているところである。市町村が地域福祉計画を策定する支援の一つとして、県として地域福祉支援計画を策定しており、その計画の中では、全市町村が地域福祉計画を作ることを目標として掲げている。

地域福祉計画の策定を支援する中で、再犯防止推進計画についても策定できるように市町村に対して促していきたいと考えているところであるが、県内では6市町村が地域福祉計画未策定となっている。先ほど碓井からも御説明しあげたが、地域福祉計画策定済みの市町も、いずれ改定時期が来るため、それに合わせた策定を促していきたいと考えている。また当面は、市町村に対する啓蒙が多くなってくると思われるが、いずれにせよ地域福祉計画の目的は地域共生社会の推進である。地域共生社会の理念は、再犯防止推進計画の中の「地域における包摂の推進」と、かなり親和性が高いものと考えており、まずは市町村において、地域福祉計画、そして再犯防止推進計画を策定する中で、住民に対する啓蒙も図られていくと期待しているところである。

### 【半澤会長】

詳しい御説明ありがとうございます。地域福祉計画として、市町村や県レベルで、通常福祉として想定する対象者は、高齢者であったり、障害者であったり、生活困窮者であったり、いわゆる社会的弱者の方が多い。そういった方々の生活支援、経済的な支援等を行うのが市町村の福祉の仕事であって、一般人の認識だと思われる。それに対して罪を犯した方々については、仮に刑務所を出て保護観察下にあったとしても、通常福祉の対象になる方とはタイプが異なる。地域や市町村の受け止め方もやはり違い、地域福祉計画の中に他の福祉の対象者と同列に並べてよいのか戸惑いがあると推察している。

保護司会の方にも啓蒙活動を行ったとのことだが、保護司は、昔から地域で取組をされている方

々である。保護観察所の監督下にある保護司とその地域を管轄する市町村の活動をつなげることが、市民レベルの啓蒙活動と実際の受け入れや地域的なレベルで民間による更生保護活動を一般市民につないでいくに当たり、必要になると考えている。保護観察所の綿引委員の意見を伺いたい。

#### 【綿引委員】

セミナーには、私も説明という形で登壇しており、市町村の担当者に特に強調した点が2点ある。1点目は、市町村の持っている行政サービスの提供について。再犯者の中には、難しい成育歴を持っていることや、障害や高齢という課題も抱えているなど行政サービスを必要としている人々が多い。犯罪・非行をしたことを理由として弾かず、過去の事情に影響されない行政サービスの提供が再犯防止につながると説明した。まさに相原課長から説明のあった自治体職員の方への啓蒙の必要性というのは、これにもかかってきていると考えている。二点目として、更生保護の、前線に立っていただいている保護司や(特非)宮城県就労支援事業者機構など、支援をしていただいている方に対する支援(支援者支援)。自治体ではすでに実施しているところも多いが、それを地域福祉計画の中の再犯防止推進計画に盛り込んでいただくということは意義があることだとお伝えした。県レベルの再犯防止推進計画は、基礎自治体にとってはハードルが高いため、意義のあるところを強調して、そこから広げていくことが現実的であり、保護観察所にとっても力になると考え説明させていただいたところである。

#### 【半澤会長】

御意見ありがとうございます。小林委員(宮城県保護司会連合会)からも御意見等を頂戴したい。

#### 【小林委員】

半澤会長より、保護司と地域自治体のつながりをもっと重要に感じ取ってほしいという話をいただいた。保護司は、市長や町長、教育委員会とのつながりを築いてきたが、関係構築が途上の部分もある。

例えば社明活動の一環として作文を小中学生に書いてもらい、多くの作文が学校から集まったが、一部当初に見込んだ成果が得られないこともある。アプローチを変えて募集を行い成果は表れたが、次年度以降の状況については不透明。保護司、地区保護司会と学校のつながりとして、校長先生には我々一人一人がお邪魔してつながりを持つようとしているが、校長先生が変わると対応も変わってしまうという部分もある。そういった点で、つながりを持てるような環境を作っていただければ大変ありがたい。もう一つは、再犯防止や犯罪という部分で、我々大人はある程度理解して活動できるが、一方で怖いというイメージがあって理解できない方々もおられる。ただ、子供に対して、出前授業という形で学校に行ってお話をさせてもらうことや、子供から小学校の高学年、中学生に対して 犯罪を起こさないということで、子供たちにとってはいじめなどの観点から話を進めていき、更生保護のお話をできる限りしていきたいと考えている。今すぐ答えは出ない、子供たちが成

長してからのことではあるが、そういった部分で我々が学校に入りやすい環境を作っただけであればありがたい。そうすることで、市民レベルで問題に対して色々なお話ができるし、対応ができる部分を将来作ることができるのかなと感じている。

**【半澤会長】**

ありがとうございました。他に御質問、御意見あれば。

**【宮腰副会長】**

会長が仰ることに全く同感であり、やはり再犯防止、更生支援の前線に立っていただける市民の方の御理解と御協力というのを実際、本人の立場に立って、活動するものとしては感じる場所があり、地域の方の受け入れの気持ちや、逆に言うと偏見などにも県として計画の中でアプローチすることは非常に大事かと考える。また支援者支援として、保護観察所から説明があったが、例えば住居の確保に関する支援だけとて、本人が戻る家があるのは、再犯防止の観点から非常に重要だということは、統計上も言われている。実際その家を貸していただける大家さんに対しても、県や自治体の方からの支援や情報提供等を通じて、実際受け入れていただいても安心だとか、懸念事項があれば、それを解消していくための取組だとか、繰り返しになるが、支援を行っていただいている方への啓発や情報提供、それから支援者支援といったところをもう少し盛り込んでいただければ、より良いのかなというところは感じている。

また最初の質問で申し上げたが、地域福祉計画とは別に独自のものとして、再犯防止推進計画を定めるところまでをその市町村への啓発として行うのか、あるいはその地域福祉計画の中の一部分としてまず盛り込んでいただくことを現実的な目標に据えるのか、そういったところはあるにせよ、宮城県として、地域福祉計画と再犯防止の関係をどう整理されて、通常の福祉サービスとか、地域サービスとはまた別の特徴のある特殊なものとして、再犯防止を位置づけるというものになるのか、それによってもその市町村への働きかけの方向性とかが変わってくると思うので、そういったところにも踏み込んで、計画策定の支援啓発というところに入れていただけると大変ありがたい。

**【半澤会長】**

ありがとうございました。他に御質問、御意見あれば。

**【佐々木委員】**

宅建協会の佐々木と申します。資料2-1の目標のところ、令和4年で再犯者数が1,241人と記載されているが、この内訳について、会議内で公表されてはいかかが。例えば、属性として未成年者が何名ぐらいとか、あるいは外国人が何名とか、それによって受入体制とか、取組体制がかなり変わってくると思われるので、再犯防止に対する啓発活動、啓蒙活動についてもヒントになるのかなと思う。

**【半澤会長】**

事務局にて回答いただきたい。

**【碓井担当課長】**

今お出しできるものがないので、次回もしくはその前にお示しできるものがあれば、そこで示させていただきます。貴重な御意見ありがとうございます。

**【半澤会長】**

皆様から様々な御意見、御質問ありがとうございました。それらを踏まえて事務局の方で、第二次計画案をさらに吟味して、次回の懇話会で確認していただくこととなる。

以上で議事を終了する。円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しする。

**(6) その他**

**【進行:羽柴班長】**

6その他として、委員に懇話会全体を通じた意見、質問等を求めたが発言はなかった。また次回懇話会開催までの流れとして、委員から上がった意見等を踏まえ「骨子案」とし、委員等に送付の上、改めて意見等をいただき、骨子案に加筆修正を加えた「中間案」を作成、次回の懇話会にて意見聴取をする旨の説明がなされた。

なお次回の懇話会は11月を予定。

**(7) 閉会**